

呉市総合ケアセンターさざなみの指定管理者を募集します

標記のことについて、次のとおり指定管理者の募集を令和6年7月24日（水）から同年8月21日（水）にかけて行います。

<p>1 募集対象施設の概要</p>	<p>(1) 名称 呉市総合ケアセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）</p> <p>(2) 所在地 呉市音戸町高須3丁目7番15号</p> <p>(3) 構造，規模等 ア 建築年月日 平成11年4月1日 イ 建物構造・階数 鉄骨コンクリート造スレート葺，地上3階建て ウ 延べ床面積 4,886.23㎡ エ 敷地面積 9,080㎡ オ 駐車場（94台分） ※敷地面積及び駐車場については，呉市国民健康保険音戸診療所（以下「診療所」という。）と共用</p> <p>(4) 開設年月日 平成12年4月1日</p> <p>(5) 設置目的 高齢者の自立を支援し，もって市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p>(6) 主要施設 居室（24室），サービスステーション，食堂，談話室，レクリエーションルーム，浴室，診察室，相談室，機能訓練室，通所者デイルーム，調理室等</p> <p>(7) 指定管理業務 介護保健施設サービス，通所リハビリテーション，短期入所療養介護，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所療養介護等 ※入所定員70名，通所定員40名</p>
<p>2 申請書類の受付期間及び時間</p>	<p>令和6年8月19日（月）から同年8月21日（水）までにおける8時30分から17時15分まで ※募集要項は，本庁舎3階福祉保健課及び各市民センターの窓口に設置する外，呉市ホームページに掲載します。</p>

<p>3 指定管理者の業務</p>	<p>(1) さぎなみの維持及び管理に関する業務</p> <p>(2) さぎなみ条例第2条各号に掲げる業務に関する業務</p> <p>ア 介護保健施設サービス</p> <p>イ 通所リハビリテーション</p> <p>ウ 短期入所療養介護</p> <p>エ 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>オ 介護予防短期入所療養介護</p> <p>カ 利用料金の徴収に関すること</p> <p>キ 訪問看護，居宅介護支援事業及び介護予防訪問看護その他の市長が特に必要と認める事業</p> <p>ただし，キに規定する業務については，実施を義務づけるものではありません。</p> <p>(3) 証明書等の交付に係る手数料の徴収の受託に関する業務</p> <p>(4) さぎなみの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務に付随する業務</p>
<p>4 指定の期間</p>	<p>令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間</p>
<p>5 申請資格</p>	<p>(1) 法人等の団体であって，次のアからウまでのいずれかに該当するものであること</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人</p> <p>イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>ウ 平成11年3月31日厚生省告示第96号「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者」の第3号から第9号までに規定されている法人</p> <p>(2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと</p> <p>(3) その他必要な条件を満たしていること</p>
<p>6 その他の主な募集条件</p>	<p>(1) 介護報酬等の扱い…指定管理者の収入となります。（利用料金制）</p> <p>(2) 指定管理者負担金…事業計画書の提案額（基準額：月額100万円）</p> <p>(3) 施設の修繕・改修等の費用について，大規模（500万円以上）なものは市が負担，それ以外は指定管理者が負担します。</p> <p>(4) 医療機器を含む備品の修繕・購入の費用について，指定管理者が負担します。</p> <p>(5) 隣接する診療所が呉市の直営管理となった場合，仕様書において規定する清掃業務，警備業務及び施設設備保守点検業務等について，さぎなみ及び診療所をまとめて管理していただくこととなりますが，面積按分等の計算方法によって算出した診療所分の管理費用を呉市に請求し，指定管理者の収入として収受するものとします。</p> <p>なお，診療所が他団体の指定管理施設となった場合，浄化槽や自家用電気工作物等の共用設備の維持管理に係る費用負担及び業務実施方法については，さぎなみと診療所の指定管理者間の協議によって定めるものとします。</p>